



豊監公表第16号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）6月17日

| | |
|---------|-----------|
| 豊中市監査委員 | 岸 本 康 孝 |
| 同 | 相 間 佐 基 子 |
| 同 | 大 田 康 治 |
| 同 | 神 原 宏 一 郎 |

豊都創第243号
令和3年(2021年)6月3日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹
(公 印 省 略)

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和2年12月25日)

| 対象となった 部局 課・施設の名称 | 指摘事項 | 講じた措置の内容 |
|-------------------------|---|--|
| 都市経営部 創造改革課 | 豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17条の規定により市長の決裁を受けて制定すべき「豊中市地域サポート応援事業実施要綱」が同規程第11条第1項第2号の規定を適用して部長専決で制定されていた。 | 要綱の制定・改廃時の専決事項については、令和3年3月30日付け行政総務課発出事務文書「令和3年度規則改正等に伴う事務運用の変更について」および令和3年4月1日以降に適用される豊中市事務決裁規程に基づき適正に事務を執行してまいります。 |